

解約通知書

貸主様

この度、次とおり賃貸借契約を解除し、退去日までに明渡すことをご通知いたします。また、下記注意事項を厳守いたします。

		届出日	
		年	月 日
物件名	号室	貸主	
解約日	年 月 日	退去立会希望日時	第一希望: 年 月 日 時 分
退去予定日 (引越し日)	年 月 日		第二希望: 年 月 日 時 分
			第三希望: 年 月 日 時 分
契約者名		退去立会者	<input type="checkbox"/> 契約者 <input type="checkbox"/> 代理人()
契約者 電話番号		退去立会者様 電話番号	
退去後の 勤務先		勤務先 電話番号	
精算書送付方法	<input type="checkbox"/> メールによる送付を希望します。(メールが届かない場合は、下記住所に送付いたします。)		
	E-mail: <input type="checkbox"/> 下記住所への送付を希望します。(メールをご希望の場合も、下記にご記入ください。)		
			〒 宛
解約理由			

日割家賃・敷金等返金口座(返金額がある場合の返金口座)			
金融機関名		支店名	
		口座	
		普通・預金	
口座名義人			
フリガナ			

上記の通り、解約日・退去立会者を定め、賃貸借契約を解約したく本書を持って通知いたします。

尚、解約受付後の明渡し遅延による損害は、理由の如何を問わず賠償いたします。

ご署名(賃借人)

印

【注意事項】

・本通知書は、弊社住所までご送付いただくか、メールアドレス(p-r@kakusei.com)にデータをご送付下さいますようお願い致します。データ形式はPNG、JPGまたはPDFをお願いいたします。

・万が一、本通知書をご送付頂けない場合、正式な解約受理を行うことができず、ご希望の解約日に解約できない場合があります。

①契約解除日 賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、届出日の翌日から所定の予告期間(賃貸借契約書記載)が必要です。万一、その予告期間に満たない間に退去される場合、居住の有無にかかわらず予告期間分の賃料等がかかりますのでご注意ください。契約解除日までに引越し・退去立会を行っていただくようお願い申し上げます。

②退去(明渡し) 退去は、住宅を完全に明渡し、カギを返還したときに完了したものと認定します。なお、カギの返還以降は、契約解除日以前でも住宅の使用はできません。

③賃料等 契約解除日以前に住宅を退去されても、契約解除日までいただきます。

④公共料金等 電気、ガス、水道および電話は各供給期間に前もって連絡してください。

⑤敷金の返金 敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を退去後1カ月程度で貸主より、上記指定口座にお振込みいたします。尚、時期によって、お振込みの時期が前後する可能性がございます。あらかじめご承知おきくださいませ。

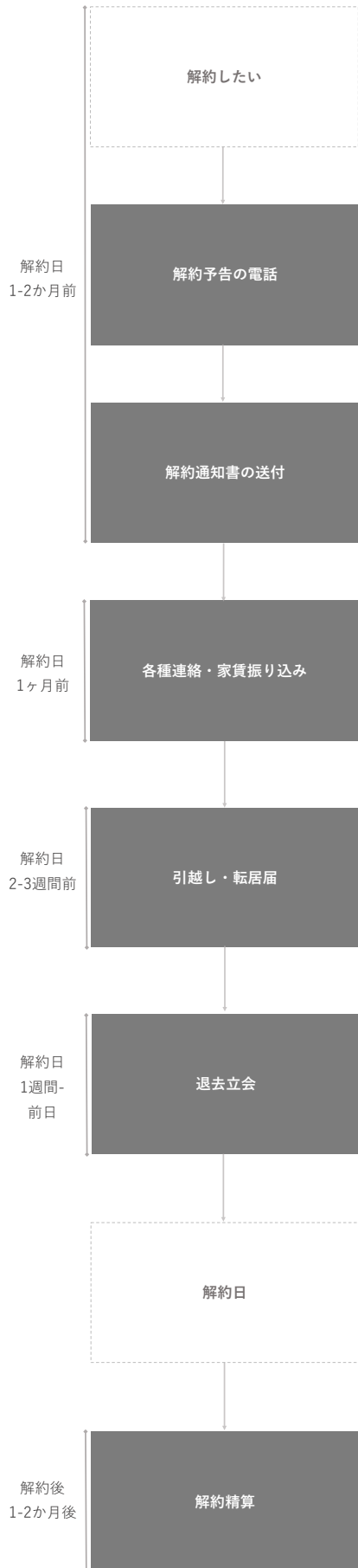
⑥退去日の変更 一度ご通知いただいた解約日はいかなる理由があろうとも変更することはできません。次の引越日が未定の場合、余裕をもって解約日を設定してください。

※少額短期保険にご加入中の賃借人様は、別途解約連絡が必要です。現在ご加入中の保険会社にご連絡ください。

※ライフライン(電気・ガス・水道)のご解約、郵送物の転送処理をお願い致します。

解約手続きについて

期間目安 流れ



手続き方法

- ・弊社にお電話ください。
- ・解約依頼書を郵送またはメールにて送付してください。
- ・弊社指定業者より、退去立会日調整の連絡いたします。
- ・下記にご連絡ください。
 - ・家財保険の解約
 - ・ライフラインの解約
 - ・携帯キャリア、クレカ、電話、新聞の住所変更etc...
- ・家賃は1ヶ月分お支払いください。
- ・転居先に荷物を搬出してください。ゴミは計画的に捨ててください。
- ・転居届を出してください。(新規住居で転入届も必要です。)
- ・身分証・通帳・印鑑・鍵をお持ちの上、退去立会日時に物件までお越しください。
- ・ご返金額がある場合は、お振込みします。退去立会日から1-2か月程度お待ち下さい。
- ・ご請求額がある場合、ご請求額を弊社指定口座までお振込みください。

注意事項

- ・最短の解約日は、契約書内容を異なります。
- ・契約内容によって、短期解約違約金が発生する場合があります。
- ・メールアドレス p-r@kakusei.com
- ・解約依頼書をお持ちでない方は、当社HPよりダウンロード可能です。PC環境がない方は、郵送で送付します。
- ・ライフラインの解約は、退去立会日時に降の日時でお願いします。
- ・家賃は解約日までかかり、日割家賃残額は解約後精算します。
- ・なるべく引越し業者をご利用ください。
- ・粗大ゴミの廃棄は早めをお願いします。電話またはインターネットにより行政に連絡し、粗大ゴミシールを貼付の上、回収日当日の朝にゴミ置き場に出してください。
- ・テレビ・洗濯機・冷蔵庫等の廃棄は、家電リサイクルセンターにお問い合わせください。
- ・洗濯機のエルボ・備品の照明等は持って行かないようにご注意ください。
- ・部屋に荷物が残っていないか・設備不具合を確認し、鍵の受け渡しを行います。
- ・精算書に署名・押印をお願いします。
- ・退去立会が夕方以降になる場合は、電気は通電しておいてください。
- ・万が一、ご契約者様の都合により解約日が延期され、次の入居者がホテル等に宿泊した場合、宿泊料等をお支払いいただくなど、実損額をお支払いいただくことがあります。
- ・日割家賃・敷金（解約時償却がある場合は償却後の敷金）より、退去立会日までの未納額、短期解約違約金・負担金等を差し引き、残額がある場合は、ご契約者様の指定口座にお振込みいたします。
- ※上記の敷金の償却・違約金等は、契約書に記載がある場合のみ、解約精算時に計算いたしません。